

○航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示（抄）

（平成十五年十月十日国土交通省告示第千三百四十六号）

（下線部：今回改正）

（航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器）

第一条 航空法施行規則（以下「規則」という。）第百六十四条の十五第四号の告示で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる物件とする。

区 分	物 件
離陸のため航空機のすべての乗降口が閉ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちいずれかが開かれる時まで作動させてはならない電子機器	次に掲げる物件であって、作動時に電波を発射する状態にあるもの 一 携帯電話 二 PHS 三 トランシーバー 四 無線操縦玩具 五 ヘッドホン（無線式のものに限る。） 六 イヤホン（無線式のものに限る。） 七 マイク（無線式のものに限る。） 八 ICタグ（電池式のものに限る。） 九 パーソナルコンピュータ（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものを除く。） 十 携帯情報端末（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものを除く。） 十一 パーソナルコンピュータと無線通信を行う機能を有する物件 十二 電子ゲーム機（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものを除く。） 十三 前各号及び次項物件の欄第一号から第三号に掲げる物件以外の物件であって、電子機器と無線通信を行う機能を有するもの
離着陸時のみ作動させてはならない電子機器	一 作動時に電波を発射する状態にあるパーソナルコンピュータ（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものに限る。） 二 作動時に電波を発射する状態にある携帯情報端末（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものに限る。） 三 作動時に電波を発射する状態にある電子ゲーム機（無線LANシステムを装備する航空機内において当該システムに接続して使用するものに限る。） 四 前項物件の欄各号に掲げる物件であって、作動時に電波を発射しない状態にあるもの 五 テレビ受信機 六 ラジオ 七 ポケットベル 八 GPS受信機 九 ビデオカメラ 十 ビデオプレーヤー 十一 DVDプレーヤー 十二 デジタルカメラ 十三 デジタルオーディオ機器 十四 ヘッドホン（無線式以外のものであって電池式のものに限る。） 十五 イヤホン（無線式以外のものであって電池式のものに限る。） 十六 ワードプロセッサ 十七 電子手帳 十八 電子辞書 十九 プリンター 二十 充電器 二十一 愛玩用玩具（音声又は接触に感応してスピーカー及びモーターが作動するものに限る。）